

酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領
 (令和7年4月15日付け中酪(生振)発第33号) 一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領	酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領
令和5年4月13日付け5農畜機第300号承認 令和5年4月14日付け中酪(総務)発第40号 一部改正 令和6年2月8日付け5農畜機第7228号承認 一部改正 令和6年2月8日付け中酪(総務)発第590号 一部改正 令和6年4月11日付け6農畜機第356号承認 一部改正 令和6年4月12日付け中酪(総務)発第41号 一部改正 令和6年10月23日付け6農畜機第4774号承認 一部改正 令和6年10月25日付け中酪(総務)発第351号 <u>一部改正 令和7年4月14日付け7農畜機第323号承認</u> <u>一部改正 令和7年4月15日付け中酪(生振)発第33号</u>	令和5年4月13日付け5農畜機第300号承認 令和5年4月14日付け中酪(総務)発第40号 一部改正 令和6年2月8日付け5農畜機第7228号承認 一部改正 令和6年2月8日付け中酪(総務)発第590号 一部改正 令和6年4月11日付け6農畜機第356号承認 一部改正 令和6年4月12日付け中酪(総務)発第41号 一部改正 令和6年10月23日付け6農畜機第4774号承認 一部改正 令和6年10月25日付け中酪(総務)発第351号
前文 [略]	前文 [略]
第1・第2 [略]	第1・第2 [略]
第3 事業の実施 1 [略] 2 搾乳継続計画の作成 (1)・(2) [略] (3) みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化 ア 酪農経営体等は、 <u>「補助事業及び物品・役務の調達(委託事業を含む)における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」(令和6年12月20日付け6環バ第278号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知。以下「環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」という。)</u> に基づき、 <u>「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(畜産経営体向け)(以下「環境負荷低減チェックシート(畜産経営体向け)」という。)</u> 」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックしたうえで、 <u>当該環境負荷低</u>	第3 事業の実施 1 [略] 2 搾乳継続計画の作成 (1)・(2) [略] (3) みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化 ア 酪農経営体等は、 <u>「畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びに「みどりのチェックシート(畜産)」及びその解説書の一部改正について」(令和6年1月19日付け5畜産第2258号農林水産省畜産局企画課長通知)</u> に基づき、 <u>「みどりのチェックシート(畜産)」に記載された各取組について事業実施年度中に実施する旨をチェックしたうえで、当該チェックシートを生産者集団等又は生乳生産者団体等に提出するものとする。</u>

改正後	現 行
<p><u>減チェックシート（畜産経営体向け）</u>を生産者集団等又は生乳生産者団体等に提出するものとする。</p> <p><u>また、実績報告時には、当該環境負荷低減チェックシート（畜産経営体向け）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを生産者集団等又は生乳生産者団体等に提出するものとする。</u></p> <p>イ 生産者集団等又は生乳生産者団体等は、全ての酪農経営体等から<u>アの環境負荷低減チェックシート（畜産経営体向け）</u>を収集し、<u>その一覧</u>を会長に提出するものとする。<u>一覧には、酪農経営体等の氏名及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。</u></p> <p>ウ <u>生産者集団等又は生乳生産者団体等は、「環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」に基づき、当該通知別添の環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、これを会長に提出するものとする。</u></p> <p><u>また、実績報告時には、当該環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを会長に提出するものとする。</u></p>	<p>イ 生産者集団等又は生乳生産者団体等は、すべての酪農経営体等から<u>提出された当該チェックシート</u>を収集し、<u>当該酪農経営体等が各取組を実施する旨を酪農経営体等の一覧に記載して、当該一覧</u>を会長に提出するものとする。</p> <p><u>〔新設〕</u></p>
<p>第4～第7 〔略〕</p>	<p>第4～第7 〔略〕</p>
<p>第8 事業の実施期間 この事業の実施期間は、<u>令和7年度</u>とする。</p>	<p>第8 事業の実施期間 この事業の実施期間は、<u>令和6年度</u>とする。</p>
<p>第9～第11 〔略〕</p>	<p>第9～第11 〔略〕</p>
<p>別表 〔略〕</p>	<p>別表 〔略〕</p>
<p>別紙様式第1号</p>	<p>別紙様式第1号</p>
<p>酪農経営災害緊急支援対策事業補助金交付申請書</p>	<p>酪農経営災害緊急支援対策事業補助金交付申請書</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>

改 正 後	現 行
<p>1～4 [略]</p> <p>5 添付書類 (1)・(2) [略] <u>(3) 別紙様式第1号の別添</u> <u>(4) 生産者集団等又は生乳生産者団体等の環境負荷低減チェックシート</u> <u>(5) 酪農経営体等の環境負荷低減チェックシート (畜産経営体向け) 一覧</u> <u>(注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。</u> <u>(注2) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。</u></p> <p>別紙様式第1号の別添 [略] 別紙様式第1号の別紙1～別紙様式第1号の別紙10 [略] 別紙様式第2号・別紙様式第3号 [略] 別紙様式第4号</p> <p style="text-align: center;">酪農経営災害緊急支援対策事業実績報告書</p> <p>[略] 1～6 [略] <u>7 添付書類</u> <u>(1) 生産者集団等又は生乳生産者団体等の環境負荷低減チェックシート</u> <u>(2) 酪農経営体等の環境負荷低減チェックシート (畜産経営体向け) 一覧</u> 別紙様式第4号の別添 [略] 別紙様式第5号・別紙様式第6号 [略]</p>	<p>1～4 [略]</p> <p>5 添付書類 (1)・(2) [略] <u>[新設]</u> <u>[新設]</u> <u>(3) みどりのチェックシート (畜産) の一覧</u> <u>[新設]</u></p> <p><u>(注)</u> 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。</p> <p>別紙様式第1号の別添 [略] 別紙様式第1号の別紙1～別紙様式第1号の別紙10 [略] 別紙様式第2号・別紙様式第3号 [略] 別紙様式第4号</p> <p style="text-align: center;">酪農経営災害緊急支援対策事業実績報告書</p> <p>[略] 1～6 [略] <u>[新設]</u> 別紙様式第4号の別添 [略] 別紙様式第5号・別紙様式第6号 [略]</p>

附 則 (令和7年4月15日付け中酪 (生振) 発第33号)

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、令和7年4月1日から適用するものとする。